

おとしよりの 便利帳

●呉市の高齢者福祉サービスガイド●



も く じ

1	地域包括支援センター	2
2	地域相談センター	6
3	高齢者福祉サービス	
(1)	介護予防事業（各種教室、サロン）	8
(2)	呉市認知症高齢者家族等支援事業（GPS 端末機購入費等助成）	10
(3)	緊急通報装置	11
(4)	軽度生活援助 日常生活用具	12
(5)	軽度生活援助 短期入所（ショートステイ）	13
(6)	バスの優待利用（敬老いきいきパス）	14
(7)	紙おむつ購入助成券（高齢者）	16
(8)	配食サービス	17
(9)	家族介護慰労金	18
(10)	福祉サービス利用支援、金銭管理（かけはし）	19
(11)	車いすの無料貸し出し	20
(12)	介護見舞品（防水シート）支給	20
4	施設サービス	
(1)	養護老人ホーム	23
(2)	シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）	24
(3)	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	25
(4)	その他の高齢者の住まい	26
5	その他のサービス	
(1)	高齢者へのサービス	28
(2)	社会活動について	29
(3)	各種相談について	31

1 地域包括支援センター

地域包括支援センター

高齢者の心配ごとや悩みごとなどに専門的な立場からお応えし、適切なサービス利用につなげていくとともに、包括的・継続的な支援を行います。

高齢者が住み慣れた地域で、活動的に、かつ尊厳あるその人らしい生活を継続していくためには、できる限り要介護状態にならないよう介護予防への早期の取組や介護予防サービスの適切な確保など、高齢者のニーズや状態の変化に応じた継続的な支援が必要です。

こうした「地域包括ケア」を支える中核機関として、介護予防サービス等の提供を含め保健・医療・福祉に関する様々な相談等に継続的かつ包括的に対応するのが地域包括支援センターです。

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに市内 8 か所に設置され、専門的な立場からサービス提供を含めた高齢者の心配ごとや悩みごとなどに総合的に応えます。

○ 業務内容

- 1 24時間体制で、高齢者の在宅介護や福祉サービス、障害者に対する相談等に応じます。（訪問等により介護予防事業の対象者等の実態を把握し、必要なサービスにつなげていきます。）
- 2 成年後見制度や高齢者虐待などの高齢者の権利擁護に対する相談に応じます。
- 3 介護予防事業や要支援者の介護サービスの利用について、実態把握・プラン作成を行い、適切なサービス利用のお手伝いをします。
- 4 認知症高齢者等を地域で支えていくためのネットワークづくりを支援します。

○ 対象者

おおむね65歳以上の人についての心配ごとや悩みごとを抱える本人・家族・介護者や障害者であれば、どなたでも相談できます。

○ 利用料

無料



○ 相談先

・呉市地域包括支援センター（市内8か所）

対象地域	センター名称	所在地	連絡先
中央	中央地域包括支援センター	呉市本町 9-13	20-6307
天応・吉浦	天応・吉浦地域包括支援センター	呉市狩留賀町 3-1 6	31-8390
昭和	昭和地域包括支援センター	呉市焼山西 3丁目 4-17	30-5666
宮原・警固屋	宮原・警固屋地域包括支援センター	呉市宮原 13 丁目 9-4	32-1006
阿賀・広・ 仁方・郷原	東部地域包括支援センター	呉市広古新開 2 丁目 1-3	76-3333
川尻・安浦	川尻・安浦地域包括支援センター	呉市安浦町中央 1 丁目 3-17	70-6662
下蒲刈・蒲刈・ 豊浜・豊	安芸灘地域包括支援センター	呉市蒲刈町宮盛 1 番地 2	66-1115
音戸・倉橋	音戸・倉橋地域包括支援センター	呉市音戸町高須 3 丁目 7-1 5	27-8980

呉市地域包括支援センター圏域図



2 地域相談センター

地域相談センター

地域包括支援センターの協力機関として、地域の高齢者の心配ごとや悩みごとなどにお応えします。

高齢者が住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターとともに支援します。

地域相談センターは、市内17か所に設置され、寄せられた相談や情報等を集約し、適切なサービス利用につなげるとともに、地域に向けての情報提供や介護予防の普及啓発に努めます。

○ 業務内容

- 1 24時間体制で、高齢者の在宅介護や保健福祉サービスの相談に応じます。
- 2 高齢者福祉サービス（介護保険以外）の利用を支援します。
- 3 地域における介護予防に関する教室を開催します。

○ 対象者

おおむね65歳以上の高齢者についての心配ごとや、悩みごとを抱える本人・家族・介護者であれば、どなたでも相談できます。

○ 利用料

無料

○ 相談先

呉市地域相談センター（市内17か所）

センター名称	所在地	連絡先
常楽園	呉市警固屋9丁目1-1	28-0555
呉ベタニアホーム	呉市中通4丁目9-17	32-5982
栃ノ木荘	呉市栃原町150-2	34-2755
コスモス園	呉市焼山北3丁目21-5	34-4001
後楽荘	呉市焼山町字打田623	34-5004
もも	呉市吉浦中町1丁目4-1	31-0100
延寿荘	呉市広町字中横路2445	71-1678
郷原の里	呉市郷原町鷓畑11882-12	77-1558
成寿園	呉市広町字白石免田13010	71-1515
仁風園	呉市仁方西神町35-11	79-0112
呉市社会福祉協議会（下蒲刈）	呉市下蒲刈町下島1713-1	65-3122
恵の海	呉市川尻町西6丁目10-1	87-0285
あかさき園	呉市音戸町畑1丁目2-51	56-2555
たちばな苑	呉市倉橋町14649	54-1771
春香園	呉市安浦町内海北1丁目2-42	84-3118
豊浜	呉市豊浜町豊島3082-28	68-4800
豊寿園	呉市豊町大長6000	66-3300

3 高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービス

(1) 介護予防事業（各種教室、サロン）

○ 内 容

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活を送れるよう、運動機能の向上のための教室や閉じこもり防止のための地域の交流の場である各種サロン等を開催しています。

◆高齢者マシントレーニング教

高齢者向けの筋力向上トレーニングマシン等を使用し、使わなくなった筋肉を呼び起こします。転倒予防や筋力の維持・向上を目指します。

☆週1回もしくは月2回

無料

◆おたっしゃ筋力アップ教室

介護予防の3本柱(運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケア)についての基礎知識を学ぶ総合・実践講座です。

☆週1回もしくは月2回

無料

◆からだ元気アップ教室

家庭でできる運動で、柔軟性や筋力アップを図ります。姿勢を改善し、若さを保ちます。

☆週1回もしくは月2回

無料

◆ふれあい・いきいきサロン

地域の方々が自治会館等で自主的に行っています。

○お問い合わせ

呉市社会福祉協議会

◆すこやかサロン

家に閉じこもりがちな人を対象に、健康教室、ゲーム、軽体操、趣味活動、茶話会等を実施します。

☆週1回（実費負担あり）

○ 対 象 者

65歳以上の人

○ 開催場所・募集時期・申込先

市政だよりに随時掲載しています。

○ 問い合わせ先

高齢者支援課（☎25-3104）

その他にも、各種教室を開催しています。

- ・きてくれサロン
- ・認知症予防教室
- ・介護なんでも座談会
- ・認知症高齢者を支える

家族の交流会 等
ぜひ、ご参加ください。

自宅から歩いて行くことができる地域に 貯筋グループが増えています。

(週1回程度 筋力アップを目的とした運動グループ活動)

10年後やりたい
ことはありますか？

自分の足で歩いていたい！
畑を頑張りたい！
なんでも自分でしたい！
孫と遊びたい！
ここに住んでいたい！
旅行に行こう♪

いつまでも
元気で
自立した生活
を送りたい！

①定期的な外出
②適度な運動
が必要です。

効果的な体操 《いきいき百歳体操》 があります

いきいき百歳体操って??

みんなで集まって、体操
のDVDを見ながら、おも
りをつけて体操をします。

楽しい！



・地域の人々と交流できる
・気持ちが明るく前向きになる

・ヒザが上がるようになった
・杖がいなくなった
・立ち座りが楽になった

「やりたい！」と思った人

次の準備をお願いします

- ① 仲間が集まる(5人以上)
- ② 自力で通える会場の決定
集会所、薬局、神社、メンバー宅等
- ③ DVDを見ることが出来る
- ④ 椅子

講師はいりません。自分達だけでできます。

呉市のお手伝い

(初年度4回、次年度2回まで)

- ① 始めに体操の指導
- ② 体力測定のお手伝い
- ③ DVDのプレゼント
- ④ おもりの貸出(3か月)

いきいき百歳体操の体験、実施を希望
されるグループは、ご連絡ください。

〇問い合わせ先

各地域包括支援センター

呉市高齢者支援課 (☎25-3149)

(2) 呉市認知症高齢者家族等支援事業（GPS 端末機購入等助成）

○ 内 容

はいかい行動による認知症高齢者の事故防止を図るため、また、介護者の介護負担の軽減を図るため、位置情報探索システム（GPS）機能による端末機の購入費等を助成します。

○ 申請対象者

次の①～③の全てに該当する高齢者等を介護している人

- ① 呉市に住民票があること（入院、施設入所の方は対象外）
- ② 要支援・要介護認定を受けていること
- ③ 認知症による、はいかい行動がみられること

※「介護している人」は、実際に介護している事を想定しています。同居人や別居している家族等も実質的に介護していれば対象者となります。

○ 助 成 額

機器購入費などの初期費用の3/4を助成します。（上限2万円）

※機器契約前に必ず申請が必要です。申請前に契約したものは該当になりません。

○ 対象経費

- ① 契約時に必要とする加入、登録手数料
- ② 端末機本体の購入又は貸借に係わる初回請求費用
- ③ 端末機に使用する電池、充電器等付属機器の経費
- ④ 初回基本料金

※購入及びレンタルいずれも該当となりますが、導入後の月々の費用は全て自己負担となります。

※携帯電話（GPS 機能付）など、位置情報端末システム以外の機能が主となる機種は該当しません。（パソコンやスマートフォンなど）

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-5694）

各市民センター

後日、市から利用の可否をお知らせします。

※注意事項

初期費用を支払った日から40日以内に手続きを完了させてください。期限をすぎて手続きされると無効となります。

(R4. 7. 1)

(3) 緊急通報装置

○ 内 容

不安をかかえる65歳以上のひとり暮らしの人等に対し、消防局へ直接通報する緊急通報装置を給付し、急病などの緊急時に適切かつ迅速に対応します。

○ 対 象 者

65歳以上のひとり暮らしの人等で、緊急時に通報を受ける近隣の協力員2人程度を確保できる人

○ 利用者負担額

6,600円（生活保護世帯は無料）

利用者負担金は、装置を設置の際に直接業者へお支払いください。

○ そ の 他

- 緊急通報装置とあわせて火災警報器の設置ができます。（希望者:次ページ参照）
- 通報時に利用者の安否が確認できないときは、協力員に訪問の依頼をします。鍵の管理方法等を決めておいてください。
- 設置には固定電話回線が必要です。（携帯電話のみでは設置不能）

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-3139）または各市民センター
申請時には、民生委員の意見が必要になります。

※注意事項

- 申請内容の変更（住所、協力員の変更等）や廃止（死亡、転出等）・休止する場合は、速やかに異動届を提出してください。
＜提出先：高齢者支援課または各市民センター＞
- 廃止する場合は、消防局（☎26-0119）へ廃止の連絡をした後に装置を取り外し、異動届提出時に取り外した装置を窓口へお渡してください。
（装置の取り外しは個人で可能です。業者へ依頼される場合には実費負担になります。）



(4) 軽度生活援助 日常生活用具

○ 内 容

日常生活が少しでも過ごしやすくなるよう日常生活用具を給付します。

○ 対象者およびサービス内容

種 類	対 象 者
火災警報器 (注) 電磁調理器	65歳以上であって、心身の機能低下に伴い、日常生活を営むのに支障がある人やひとり暮らしの人等

(注) 火災警報器の設置は、前のページの緊急通報装置の設置が必要です。

○ 利用者負担額

世帯の生計中心者の市民税額によって決まります。

(申請年度の市民税が決定されるまでの間は、前年度の課税状況により、負担額を決定します。)

・ 火災報知器の利用者負担金

火災報知器は緊急通報装置と同時に設置しますので、利用者負担金は設置の際に設置業者に直接お支払いください。

・ 電磁調理器の利用者負担金

電磁調理器は、利用者負担金を呉市に納付してください。納付後に高齢者支援課が電磁調理器を給付します。

生計中心者の 市民税額	利用者負担		
	負担割合	火災報知器	電磁調理器 (※目安)
生活保護世帯	なし	0円	0円
市民税非課税世帯	3割	4,870円	1,200円
市民税均等割課税世帯	5割	8,118円	2,000円
市民税所得割課税世帯	全額	16,236円	4,000円

※電磁調理器の価格は入札結果により決定するため負担額は変動します。
上記金額は目安であり、事前に負担額を確認してください。

○ 申し込み先

高齢者支援課 (☎25-3139), 各市民センター



(R4.7.1)

(5) 軽度生活援助 短期入所（ショートステイ）

○ 内 容

家族が病気，冠婚葬祭，出産，介護休養等で，一時的に高齢者をお世話できなくなった場合，また，ひとり暮らしの高齢者が一時的に独立して生活ができなくなった場合，短期間，養護老人ホーム・特別養護老人ホームでお世話します。

○ 対 象 者

日常生活を営むのに支障のある65歳以上の人（介護保険給付対象者を除く。）

※必要に応じ診断書の提出を求めることがあります。

○ 利 用 料

1日 1,750円（生活保護世帯は無料）

※1泊2日の場合は2日分になります。

利用者負担金は，退所時に施設にお支払いください。

○ 利用期間

7日間を限度（ただし，3か月以内の期間において）

○ サービス実施先

〔養護老人ホーム〕

呉 清 光 園	呉市警固屋1丁目17-15	☎28-0901
---------	---------------	----------

〔特別養護老人ホーム〕

恵 の 海	呉市川尻町西6丁目10-1	☎87-0280
た ち ば な 苑	呉市倉橋町 14649	☎54-1515
春 香 園	呉市安浦町内海北1丁目2-42	☎84-3118
豊 寿 園	呉市豊町大長6000	☎66-3300

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-3139），各市民センター

(6) バスの優待利用（敬老いきいきパス）

○ 内 容

70歳以上の人にいきいきパスを交付して、高齢者の閉じこもり防止や社会参加の促進を図り、バスによる市内移動を支援します。

○ 対象者

満70歳以上で、紙おむつ購入助成券、福祉タクシー乗車券、いきいきパス(障害者)の交付を受けていない人

○ サービス内容

いきいきパスの使用により、次のバス路線が1乗車につき100円で利用できます。（ただし、運賃140円以下の区間は無料）

利用できるバス路線

●広島電鉄バス

市内の路線バス（ 広島呉線及び呉広島空港線は除く。
広島焼山線は矢野南5丁目以降の降車では利用不可 ）

●生活バス

●地区内生活バス

（カードリーダーがないため、パスを提示し現金100円を支払う）

川尻、下蒲刈の各地区の単一料金の地区生活バス

●瀬戸内産交バス

「中国労災病院～ 沖友天満宮前」区間

※ 市外でもPASPY(パスピー)が利用できるバスや路面電車などは、通常料金で使用できます。

※ バス路線に関する問い合わせ先

広島電鉄 バステレホンセンター（ナビダイヤル）

☎0570-550700（有料：平日9:00～17:45）

○ 申請・交付について

満70歳の誕生月の2か月前から申請できます。

※優待料金の適用は、満70歳の誕生月の初日からです。申請から2～3週間後(誕生月2か月前申請の場合は、誕生月前までに)、簡易書留で郵送します。

表



▲事前に入金（チャージ）が必要です。

詳しくは、いきいきパス郵送時に同封しているチラシをご覧ください。

▼いきいきパスが届いたら、カード裏面に油性ペンで、電話番号・漢字氏名を記入してください。

裏

氏名	クレシ ハナコ
性別	女性
生年月日	1900/01/01
優待証の種別	敬老
☎	呉市 花子 25-3139

いきいきバスご利用案内
●本カードの利用については「ご利用の手引き」をご覧ください。●ご利用の際は、本カードを提示し、お名前を記載してください。
●本カードの有効期限は発行日より1年です。●不正利用した場合は、カードを無効とし、再発行の決定に基づき、廃止いたします。●印紙・返金・払い戻し等の取り扱いについては「ご利用の手引き」をご覧ください。
●本カードは、PASPYカードのある交通機関、店舗等でご利用いただけます。●PASPYのご利用にかかる事項は、PASPY発行規則の定めによります。
優待証の発行者：呉市福祉保健部 PASPYの発行者：広島電鉄株式会社
00001

○ 申請に必要なもの

窓口に来られる人の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・健康保険証・運転免許証・パスポートなど)

○ 再交付について

紛失などの場合は、再交付を受けることができます。上記の「申請に必要なもの」をお持ちの上、手続きを行ってください。

なお、再交付申請時には、カード費用1,500円を負担していただきます。申請から2～3週間後、簡易書留で郵送します。

○ いきいきパスが不要になった場合

市外に転出、死亡、紙おむつ・福祉タクシー利用の制度に変更される場合など、いきいきパスが不要になった場合は、次のものを持参し、廃止の手続きを行ってください。

- ① 窓口に来られる人の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・健康保険証・運転免許証・パスポートなど)
- ② 利用されていた「いきいきパス」
※廃止後は、「いきいきパス」を使用できません。

○ 払い戻しについて

紛失した場合や不要になった「いきいきパス」内に残額がある場合は、高齢者支援課または市民センター等で手続き後、広電バス営業所で払い戻しが受けられます。

◇払い戻し手数料

- ・死亡、転出等、資格喪失の日から2週間以内に「いきいきパス」を返還された場合 200円
- ・その他 700円

○ 申し込み先

高齢者支援課 (☎25-3139)

各市民センター

市民窓口課 (転出、死亡手続き時の払い戻し)



(7) 紙おむつ購入助成券（高齢者）

○ 内 容

ねたきり等により常時おむつを使用している高齢者及びその介護者に対し、紙おむつが購入できる助成券を年4回支給します。

○ 対 象 者

65歳以上で市内に住所を有し、在宅で生活している要介護3以上で常時おむつが必要な人又はその人を介護する親族等

※ 要介護3の人は、要介護認定における「認定調査票」で紙おむつの必要性について調査を行います。

ただし、次のいずれかに該当する人は対象外となります。

- ① いきいきパス（敬老または障害者）、福祉タクシー乗車券の交付を受けている人
- ② 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）または養護老人ホーム、障害者支援施設に入所している人もしくは病院・診療所に入院し、3ヶ月を超える人
- ③ 市外で生活している人（入院、入所等）

○ 助 成 額

要介護4または要介護5の認定を受けている人	月額4,000円
要介護3の認定を受けている人	月額2,000円

○ サービス内容

3か月分の購入助成券を四半期（4、7、10、1月）ごとにまとめて支給します。

対象品目：紙おむつ（フラット式・パンツ式・テープ式）、尿とりパッド、おしり拭き、使い捨て手袋

※おしり拭き、使い捨て手袋については、紙おむつや尿とりパッドと一緒に購入する場合のみ

○ サービス実施先

市内約120店の薬局・薬店などの協力店で購入できます。

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-3139）、市民窓口課、各市民センター

※注意事項

- 死亡、転出、介護保険施設への入所、入院が3ヶ月を超える場合等は、速やかに廃止届を提出してください。
（未使用の助成券があれば持参してください。）

(8) 配食サービス

○ 内 容

認知症や閉じこもり，身体状況等により食の確保が困難で，栄養状態に支障のある高齢者に対し，低栄養状態の改善や自立支援を目的とした食事を提供し，併せて安否確認を実施します。

○ 対 象 者

65歳以上の人のうち，ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で，食の確保が困難なことにより，低栄養状態をきたすおそれのある人

※介護保険給付対象者も含みますが，介護保険サービスなど食関連サービスとの利用調整を図った上で，利用を決定します。

○ 利 用 料

1日1食あたり450円

○ サービス内容

1日1食（昼・夜のいずれか）で，身体状況等に応じ利用回数（週2～6食）を決定します。

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-3139），各市民センター

※後日，地域相談センターが訪問調査に伺います。



(9) 家族介護慰労金

○ 内 容

介護保険サービスを利用せずに、在宅で高齢者を介護している家族の人に慰労金を支給します。

○ 支給対象者

次の条件にすべて該当している人を介護している家族

- ① 市内に1年以上住民票がある65歳以上の人
- ② 介護保険で要介護4または要介護5に認定されている人
- ③ 過去1年間（入院期間を除く）に7日以内の短期入所（ショートステイ）の利用を除き介護保険サービスを利用していない人
- ④ 市民税非課税世帯の人（介護家族の人も非課税であること）

※「介護している家族」は、同居又は近隣に住んでいて事実上同居に近い形で介護していることが必要です。

○ 支給額

年間1回 10万円

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-3139）、各市民センター



(10) 福祉サービス利用支援、金銭管理（かけはし）

○ 内 容

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分で、日常生活に不安のある人が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳等のお預かりサービスを行います。

○ 対 象 者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい場合や、それに伴う日常的な金銭や通帳などの管理について不安がある人

※施設や病院に入所・入院した場合でも利用できます。

○ 利 用 料

相談から契約までは専門員がお手伝いします（無料）。

支援は専門員または生活支援員がお手伝いします（有料）。

支 援 内 容	利 用 料
福祉サービスを利用されるときのお手伝い	1回当たり（2時間程度）
日常的な金銭管理サービス	1,500円
通帳などのお預かりサービス	1ヶ月 1,500円

※生活保護世帯については、預かりサービス利用料のみをご負担いただきます。

○ サービス内容

- ① 福祉サービスを利用されるときのお手伝い
 - ・福祉サービスに関する情報提供
 - ・福祉サービスの利用手続きのお手伝いや代行
 - ・苦情解決制度の利用のお手伝いなど
 - ・成年後見制度に関する相談や利用支援
- ② 日常的な金銭管理サービス
 - ・年金、手当の受領確認
 - ・日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し
 - ・税金、公共料金、福祉サービスの利用料の支払い
 - ・家賃や地代の支払いなど
- ③ 通帳などのお預かりサービス
 - ・預貯金通帳、証書（年金証書、保険証書、不動産権利証書、契約書など）
 - ・実印、印鑑登録カード、銀行届出印、キャッシュカードなど

○ 問い合わせ先

呉市社会福祉協議会・呉市権利擁護センター（☎25-0266）

(11) 車いすの無料貸し出し

○ 内 容

緊急的かつ一時的に車いすが必要となった人に、短期間（最大1か月以内）車いすを貸し出します。

○ 対 象 者

市内に住所がある人で、車いすの貸与が必要な人
（ただし、原則、要介護2～要介護5の人、入院・入所中の人を除く。）

○ 利 用 料

無料

○ 申し込み先

呉市社会福祉協議会・福祉サービス課（☎32-3510）

(12) 介護見舞品（防水シート）支給

○ 内 容

在宅ねたきりの高齢者等を介護している方への精神的支援、または経済的負担の軽減を図るため、民生委員・児童委員を通じて介護見舞品（防水シート）を年1回（毎年1月中旬頃）配布します。

○ 対 象 者

次の条件にすべて該当する人を在宅で介護している親族等

- ① 呉市に住所を有し、概ね70歳以上の人
- ② 基準日（毎年10月1日）において、在宅で3ヶ月以上ねたきり、または認知症等の状態にあり、防水シートを必要とする方

○ 問い合わせ先

呉市社会福祉協議会（地域福祉課☎25-3505）
各地区の民生委員・児童委員、各市民センター



4 施設サービス

施設サービス

(1) 養護老人ホーム

○ 内 容

65歳以上の、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人で、市が必要と認めた場合に入所できます。

自立した生活を営むことができるよう指導や支援をおこなっています。

○ 対 象 者

65歳以上（65歳未満で特に必要があると認められた人も含みます。）で、環境上及び経済的理由により在宅での生活が困難な人

○ 利 用 料

入所者本人の負担能力に応じて、費用徴収基準に基づいて負担していただきます。

また、入所者本人から費用徴収が行われる場合であっても、扶養義務者の負担能力に応じて、扶養義務者の費用徴収基準に基づいて負担していただきます。

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-3139）

○ 市内の養護老人ホーム

呉 清 光 園	呉市警固屋1丁目17-15	☎28-0901
呉 保 生 院	呉市警固屋9丁目1-38	☎20-2066
あ す ら や 荘	呉市郷原町2380	☎77-0949

※あすらや荘は、聴覚障害者のための施設です。

(2) シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

○ 内 容

高齢者に配慮したバリアフリー対応の住宅に、生活援助員を配置し、緊急時の対応などのサービスを提供する公的賃貸住宅です。

具体的なサービス

- ・生活指導，相談
- ・緊急時の対応
- ・安否の確認
- ・関係機関との連絡
- ・その他

○ 対 象 者

60歳以上の単身世帯，夫婦のみの高齢世帯（夫婦の一方が60歳以上），60歳以上の人からなる世帯のいずれかで，生活援助員の支援を必要とする人

○ 利 用 料（生活援助員派遣に要する費用）

通常の住宅の賃貸料を負担するほか，生活援助員の派遣に要する費用として，次のとおり負担していただきます。

利用者世帯の階層区分		入所者負担額（1か月あたり）
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額 9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額 9,601円以上 32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額 32,401円以上 42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額 42,001円以上の世帯	4,900円

○ 申し込み先

(1) 市営坪ノ内アパート： 株式会社くれせん （☎32-2488）

(2) 県営阿賀住宅： ビルックス株式会社 （☎74-5963）

※ 高齢者支援課による面接調査があります。

○ 市内のシルバーハウジング

(1) 市営坪ノ内アパート	呉市坪ノ内町10番内
(2) 県営阿賀住宅	呉市阿賀南6丁目1番内

(3) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

○ 内 容

在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設に、生活援助員を配置し自立的生活の助長、社会的孤立感の解消を図っています。

具体的なサービス

- ・生活指導、援助
- ・緊急時の対応
- ・関係機関との連絡
- ・その他

○ 対 象 者

60歳以上の人で、ひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人または家族による援助を受けることが困難であって、高齢等のため独立して生活することに不安な人

○ 使 用 料

対象収入による階層区分	使用料（月額）
1, 200, 000円以下	0円
1, 200, 001円～1, 300, 000円	4, 000円
1, 300, 001円～1, 400, 000円	7, 000円
1, 400, 001円～1, 500, 000円	10, 000円
1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 000円
1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 000円
1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 000円
1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 000円
1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 000円
2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 000円
2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 000円
2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 000円
2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 000円
2, 400, 001円以上	50, 000円

※居住施設の使用に伴う光熱水費については、別に実費相当分を負担する必要があります。

○ 申し込み先

高齢者支援課（☎25-3139）

○ 市内の生活支援ハウス

(1) 蒲刈高齢者生活福祉センター	呉市蒲刈町田戸 2308-1	☎66-1165
(2) 豊生活支援ハウス	呉市豊町大長 6005-1	☎66-2244

(4) その他の高齢者向けの住まい

○ 有料老人ホーム

高齢者の入居および介護等サービスを一体的に提供する施設です。
「介護付」「住宅型」「健康型」などの目的に応じた住まいを選ぶことができます。

○ サービス付き高齢者向け住宅

60歳以上または要支援・要介護の認定を受けている人が対象です。
バリアフリー構造で、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。
生活支援や介護・医療の提供は施設ごとに異なります。

○ 軽費老人ホーム

60歳以上で、身体機能の低下により生活上の不安があり、家族の支援を受けることが困難な人が対象です。

軽費老人ホームのうち、ケアハウスは収入に応じた料金で住まいと食事・見守りのサービスを受けることができます。

○ 申し込み先

それぞれの施設との契約になりますので、直接施設にお問い合わせ、申し込みをしてください。

※ 施設の場所や連絡先については、地域包括支援センター、地域相談センター、介護保険課（☎25-3137）にご相談ください。

5 その他のサービス

その他のサービス

(1) 高齢者へのサービス

◎ 敬老金の支給

9月30日現在で、満88歳の人及び4月1日から翌年3月31日までに100歳になる人に敬老金を支給します。

- ・問い合わせ先：高齢者支援課（☎25-3139）

◎ 寝たきり高齢者等往診歯科診療（訪問歯科診療）

寝たきり高齢者等で、通院治療ができない人を対象として、歯科の往診治療を行います。

- ・問い合わせ先：呉市歯科医師会

☎ 25-4441
FAX 25-4861

◎ 老人福祉センター みはらし荘

○ 対象者

60歳以上の人

○ 利用時間

一般施設 9:00~16:00

浴室 10:00~16:00

○ 利用料金

個人利用 呉市在住の人 100円 呉市以外に在住の人 200円

団体利用 呉市在住の人 50円 呉市以外に在住の人 200円

（20人以上）

○ 休館日

毎週月曜日（祝日の場合は開館，翌日が休館），国民の祝日の翌日，年末年始

○ 交通

呉駅から鍋棧橋行き又は，倉橋方面行きのバスに乗車して「鍋棧橋」で下車。

見晴町線に乗り換えて「みはらし荘」バス停下車。

※駐車場が限られていますので，公共交通機関でのご来館をお願いいたします。

○ 問い合わせ先

みはらし荘（☎28-3137）



◎ すこやかサポート事業（ゴミ出し支援）

要介護2以上に認定されている65歳以上のみの世帯または65歳以上の障害者のみの世帯など，ごみ出しが常時困難な高齢者世帯等を対象に，玄関先まで戸別収集を行います。

- ・問い合わせ先：環境業務課（☎74-9100）

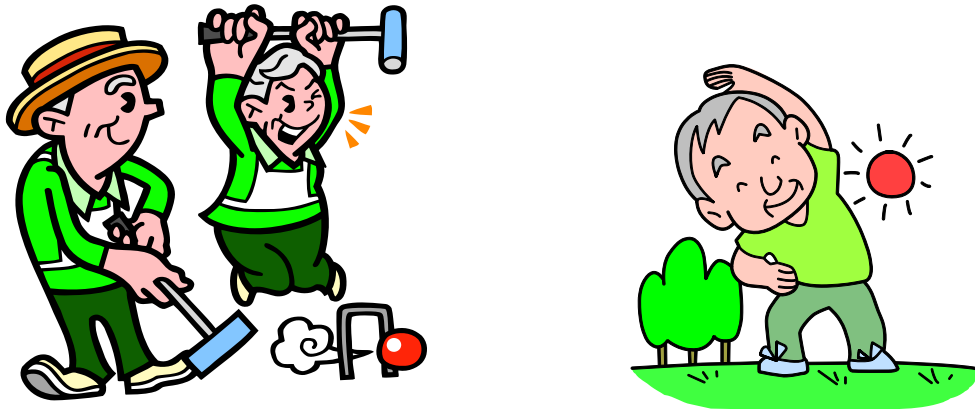
(2) 社会活動について

◎ 老人クラブ

高齢者の教養の向上，地域社会での交流，健康の増進などの自主的な活動をするために結成された団体で，多くの会員の人が幅広く元気に活動されています。会員はおおむね 60 歳以上の人です。随時会員を募集しています。

- 問い合わせ先

呉市老人クラブ連合会事務局（高齢者支援課内 ☎080-8985-2562）



◎ シルバー人材センター

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するために，これまで培ってきた経験や技術，能力を生かし臨時的・短期的な仕事を行います。

会員はおおむね 60 歳以上の人です。随時，会員を募集しています。

- 問い合わせ先：シルバー人材センター（☎21-6611）

◎ 認知症サポーター養成講座

認知症高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくりのため，認知症を理解し，認知症の人やその家族を温かく見守り，支援する「認知症サポーター」を養成しています。

認知症サポーターは養成講座を受講すればどなたでもなることができ，地域において声かけや見守りなどを行います。

- 申し込み方法

グループ，団体でお申込みください。

- 問い合わせ先

各地域包括支援センター，各地域相談センター
高齢者支援課（☎25-3138）



◎ 介護マーク

「介護マーク」は、介護をする人が、介護中であることを周囲に理解していただくために作成されました。

認知症のある人などの介護は、ほかの人から見ると介護していることが分かりにくいいため、誤解を受けることがあります。

たとえば…

○介護をしていることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき

○外出先のトイレで付き添うとき

○病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに一緒に入室するとき

希望される人には、カードを配布します。

- 配布場所：高齢者支援課，各市民センター，地域包括支援センター
- 問い合わせ先 高齢者支援課 ☎25-3139



(3) 各種相談について

◎ 要援護者巡回相談

ひとり暮らし高齢者等を民生委員が訪問して相談に応じています。

- ・問い合わせ先：呉市民生委員児童委員協議会事務局
(福祉保健課内 ☎25-3265)

◎ 心配ごと相談

様々な心配ごとや悩みごとの相談に応じています。電話での相談もできます。
お気軽にご利用ください。

場 所	連 絡 先	開 催 日	時 間
呉市社会福祉協議会	☎25-8989	毎週水曜日	10:00~12:00
呉市社会福祉協議会 川尻支所	☎87-6555	毎月第2火曜日	13:00~15:00
呉市社会福祉協議会 音戸支所	☎51-2166	毎月第2水曜日	13:00~15:00
呉市社会福祉協議会 倉橋支所	☎53-2233	毎月第4火曜日	9:00~12:00
呉市社会福祉協議会 安浦支所	☎84-5460	毎月第3木曜日	13:00~15:00
呉市社会福祉協議会 豊浜支所	☎67-1310	毎月1回(詳細は左記へ お問い合わせください)	9:00~12:00

▼相談所の休日(全ての相談所)▼

- ・祝 日
- ・年末年始(12月28日~1月 4日)
- ・夏 季(8月14日~8月16日)

◎ 成年後見制度等相談（呉市権利擁護センター）

認知症や障害などのため、判断能力や意思能力が不十分な人が安心して地域で暮らせるよう、専門家がネットワークを組んで財産管理や身上監護（生活面の配慮や手続き）、虐待に関する相談や成年後見人等の相談支援を行います。

「福祉サービスの利用や金銭管理に不安がある方の相談に応じます。」

- ・福祉サービスの利用や金銭管理に関する相談を受け、助言や権利擁護に関する情報提供を行います。
- ・成年後見制度を利用する場合の申立てや手続き方法の支援をします。
- ・成年後見人等が困った時に相談に応じ、サポートします。
- ・虐待等の不適切な事例に対し、関係機関と連携して必要な対応を行います。

○ 相談日

種別	相談日時 / 内容等
一般相談	毎週月～金曜日 9時～17時（祝日を除く） 成年後見制度の利用や申立に関する相談です。
	毎月第3木曜日 13時～16時（祝日のときは第4木曜日） 成年後見制度の利用や虐待に関するもので、専門家の助言や支援が必要な相談で、希望者は前日の正午までに予約が必要です。
専門相談	

○ 相談場所

呉市社会福祉協議会（呉市社会福祉協議会）

○ 相談員

弁護士，司法書士，税理士，社会福祉士，社会保険労務士，行政書士

「啓発・研修活動に講師を派遣します。」

成年後見制度を市民や関係機関に広く啓発するために、研修会・講演会や、地域で行う学習会に講師派遣などを行います。

○ 問い合わせ先

呉市社会福祉協議会・呉市権利擁護センター（☎25-0266）

◎ 健康相談

- ・問い合わせ先：
 - 保健所西保健センター（☎25-3542）
 - 音戸保健出張所（☎50-0615）
 - 倉橋保健出張所（☎53-1115）
 - 保健所東保健センター（☎71-9176）
 - 川尻保健出張所（☎87-6130）
 - 安浦保健出張所（☎70-6061）
 - 安芸灘保健出張所（☎70-7181）

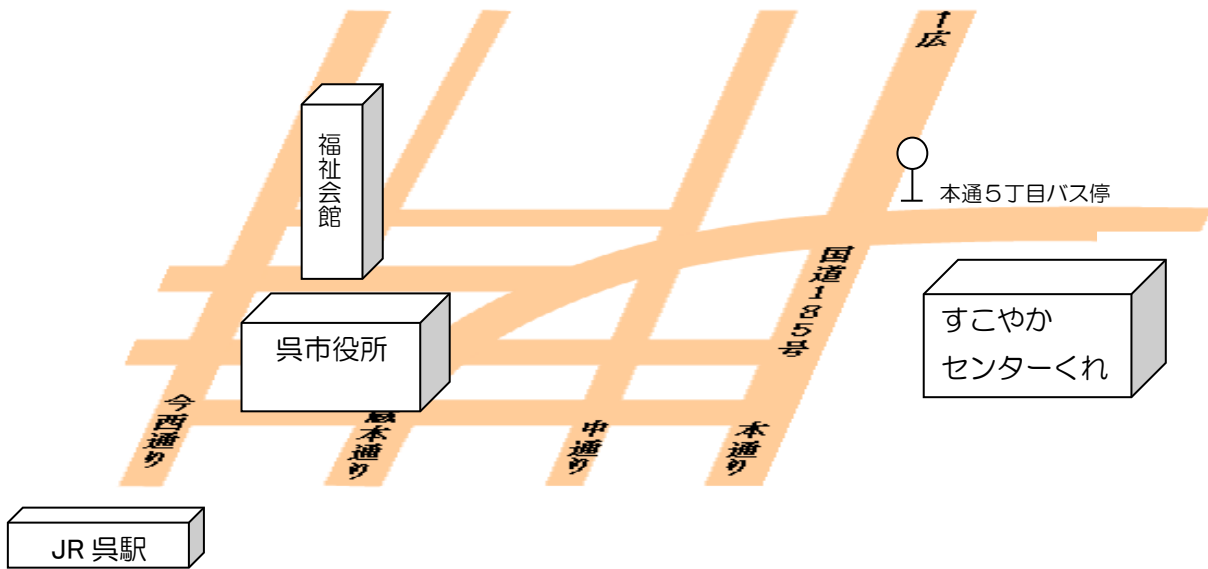
発行：呉市役所 福祉保健部 高齢者支援課

〒737-8501

呉市中央4丁目1-6

TEL (0823) 25-3139 FAX (0823) 22-8529





呉市役所 〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

福祉保健部

課名等	主な仕事	場所	連絡先
福祉保健課	民生委員・児童委員に関すること、健康診査、がん検診	呉市役所3階	25-3265
保険年金課	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金	//	25-3151
障害福祉課	障害者の福祉・医療	呉市役所2階	25-3135
生活支援課	生活保護	//	25-3159
生活支援課自立支援G	生活困窮者の自立支援	//	25-3571
重層的支援推進室	包括的相談支援	//	25-5715
介護保険課	介護保険に関すること	呉市役所1階	25-3136
高齢者支援課	高齢者の福祉、地域包括ケア介護予防事業	//	25-3139

すこやかセンターくれ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13

保健所	地域保健課	被爆者援護、医事、 予防接種、感染症、難病	すこやかセンター くれ5階	25-3525
	西保健センター	健康相談、健康教育 乳幼児健診	すこやかセンター くれ3階	25-3542
	東保健センター	母子健康手帳	広市民センター 2階	71-9176
	生活衛生課	食品衛生、環境衛生、 薬事、飼犬の登録	すこやかセンター くれ5階	25-3536

呉市福祉会館 〒737-8517 呉市中央5丁目12-21

呉市社会福祉協議会	高齢者福祉サービス及び 福祉活動	呉市福祉会館 1階・2階	25-3505
-----------	---------------------	-----------------	---------